

補助手続きに関する Q & A

◆ 申請に関すること ◆

- Q1： 国や県の補助金との併用は可能でしょうか？
国等の補助金を受ける方も、町の補助金を受けることができます。
- Q2： 申請等の手続きは事業者でも可能でしょうか？
可能です。申請書類と併せて委任状を提出してください。
- Q3： 補助対象設備が設置された建売住宅を購入する場合、対象となりますか？
対象となります。申請者は住宅購入予定者です。
- Q4： 居住予定（転入・転居）者は対象になりますか？
対象となります。転入、転居後、住民票を提出してください。
- Q5： 申請者と住宅所有者が異なる場合はどうすれば良いですか？
住宅所有者の設置承諾書を添付してください。
- Q6： 住宅以外の建物（納屋や倉庫など）への設置でも補助対象となりますか？
納屋や倉庫については、その屋根に設置し、住宅部分の電力に使用する場合は対象となります。
- Q7： 新築住宅で建物の工事が始まっていますが、補助対象となりますか？
補助対象設備の工事が未着手であれば対象となります。必要に応じて現場を確認する場合があります。
- Q8： 納税証明書とはどのようなものですか？
町税の完納を証明するものです。税務課の窓口で発行しますので、補助金の申請に使用する納税証明書と言ってください。申請者と生計を一にする者（同居、別居を問わない）全員の納税証明書を添付してください。（非課税の場合は非課税証明書を添付）
- Q9： 申請時の添付書類にある「機器を設置する住宅の位置図」とは何ですか？
敷地、建物、設備設置場所のわかるものを添付してください。モジュールの配置図も添付してください。

Q10： 交付決定した後で、出力を変更することはできますか？

変更等の承認申請を提出いただければ、（増減ともに）可能です。ただし、設置工事が完了した後での変更は、対象となりません。

Q11： 設置後、さらに追加して機器を設置する場合は補助対象となりますか？

以前に同一の種類の機器に対する町の補助金の交付を受けている方は、対象となりません。

Q12： 二世帯住宅において各々の世帯で設置する場合、それぞれ補助対象となりますか？

次のような場合は、それぞれ補助対象になります。ただし、出力合計値が10kw未満であること。

- ① 設置者（申請者）が異なり、手続きに必要な書類（添付資料含む）が各申請者名で提出できること
- ② 補助対象設備がそれぞれ独立しており、各設置者の世帯において使用する構造であること
- ③ 発電設備の場合、電力会社との電力受給契約をおのおの締結すること

◆ 実績報告に関すること ◆

Q13： 実績報告書はいつ提出するのですか？

補助対象設備の設置工事の完了日から30日以内、または3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

Q14： 工事完了年月日はいつですか？

- ① 太陽光発電システムについては、電力会社との受給開始日です。

※電力受給契約確認書で確認できます。

- ② 蓄電池設備については、電力会社との系統連系開始日です。

※発電設備等の系統連係契約に関する書面で確認できます。

Q15： 機器の設置状況がわかる写真はどのように写したものを提出すればよいのですか？

- ・ 太陽光発電システムについては、受給地点の建物（母屋）、太陽電池モジュール設置状況及び太陽電池モジュールの枚数の3点が確認できるもの。
- ・ 蓄電池設備については、設置状況、設備本体及び設備本体に貼付されている型式並びに製造番号、蓄電容量等が確認できるもの。

・確認が取れない場合は再提出または、現場を確認する場合があります。

Q16： 領収書の内訳は必要ですか？

必要です。領収書内訳（任意様式）を作成の上、提出してください。

Q17： 領収書の宛名は申請者ですか？

領収書の宛名は申請者となります。申請者と異なる場合は交付決定が取り消しとなる場合があります。

Q18： 電力会社との電力受給契約者は申請者ですか？

契約者は申請者となります。申請者と異なる場合は交付決定が取り消しとなる場合があります。

Q19： 実績報告書の印鑑は、申請書に押印したものと同一の使用しなければなりませんか？

町へ提出する書類には、全て同じ印鑑を使用してください。
（スタンプ式不可）

◆ 補助対象機器の処分に関すること ◆

Q20： 補助対象機器の耐用年数期間内に処分する場合は補助金を返還しなければなりませんか？

期間内に機器を処分（売却、譲渡及び廃棄など）する場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない場合があります。

要綱第9条に基づき、処分承認申請書を提出してください。